

甲種防火管理再講習の案内

— 豊岡市消防本部 —

消防法施行令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物の防火管理者で消防庁長官が定めるところにより消防法施行規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習を次のとおり実施します。

1 講習日時

令和8年8月21日(金) 13時30分から16時30分まで
会場受付は13時00分から行います。

2 講習場所

豊岡市消防本部 3階会議室
豊岡市昭和町4番33号

3 受講対象者

不特定多数の人が出入りする建物のうち、収容人員が300人以上となる甲種防火対象物の防火管理者に選任されている方

- (1) 選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了されている方は、選任された日から1年以内に受講
- (2) 上記以外の方は、最後に甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講

4 講習科目及び時間

【科 目】	【時 間】
オリエンテーション	13:30～13:40
再講習制度、防火管理の重要性	13:40～14:40
休 憩	14:40～14:50
消防法令の改正概要、火災事例	14:50～16:20
修了証交付	16:20～16:30

5 定員

20人（定員になり次第、締め切ります。）

6 講習費用

2,000円（テキスト代を含む。）

（講習費用は当日会場でお支払い下さい。また、使用するテキスト等についても当日会場で配布します。）

7 受講申込み

- (1) 受講申込み方法

受講申込書に甲種防火管理新規講習修了証又は甲種防火管理再講習修了証の写しを添付し必要事項を記入のうえ、下記の場合へ持参又はFAXで申し込んでください。

名称	住所	電話番号	FAX番号
消防本部予防課	豊岡市昭和町4-33	0796-24-8035	0796-24-1176
豊岡消防署	豊岡市昭和町4-33	0796-24-1119	0796-24-1278
城崎分署	豊岡市城崎町湯島71-1	0796-32-0119	0796-32-4462
竹野出張所	豊岡市竹野町松本46-1	0796-47-1119	0796-43-6006
日高分署	豊岡市日高町国分寺857-1	0796-43-2119	0796-43-2032
出石分署	豊岡市出石町寺坂194	0796-52-0119	0796-53-2018
但東駐在所	豊岡市但東町出合150	0796-54-0119	0796-54-1119

(2) 申込期間

令和8年7月27日(月)から8月14日(金)までの間

※受講確定の連絡や受講票などの送付はありません。

8 本講習に関する問い合わせ先

豊岡市消防本部予防課指導係 電話 0796-24-8035

9 留意事項

- (1) 本講習は劇場、集会場、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院など不特定多数の人が出入りする防火対象物の内、収容人員が300人以上となる防火対象物の防火管理者に対して受講が義務付けられています。
- (2) この再講習が必要な防火対象物の防火管理者は、直近の甲種防火管理新規講習又は再講習を受講してから5年以内ごとに、受講することが義務付けられています。
- (3) この再講習を受講されていない場合には、対象となる防火対象物の防火管理者として選任を受けることができない場合があります。
- (4) 感染症の発生状況や気象状況等により、延期または中止する場合がありますのでご了承ください。
詳細については、消防本部予防課にお問い合わせください。
- (5) 遅刻や早退した場合は講習修了とは認められません。また、受講態度の悪い方は退出していただくことがあります。この場合も講習修了とは認められません。
- (6) 講習当日は本人確認のできる運転免許証等をご持参ください。

10 案内図

